

伏見隆市長に対する問責決議

伏見市長は令和5年9月3日執行の枚方市長選挙において、3期目の当選を果たし、既に所信表明を終えられています。

しかし、令和5年10月1日、選挙後に自身の選挙スタッフなどが開催した「伏見たかし祝勝会」に参加し、お礼を述べていたことが報じられました。

公職選挙法第178条第5号では、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、当選祝賀会その他集会を開催することができないと規定されています。これは、当選又は落選に関する選挙人への挨拶行為は、選挙に関連して行われることから、選挙の期日後でも多くの費用を要したり、事後買収が行われる恐れがあるため、明確に法律で禁止しているものです。

また、伏見市長が自らを律するために制定された、枚方市長の職務に係る倫理に関する条例では、自らの立場を自覚し、政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないことなど、市長職を行うに当たっての倫理行動基準を示されております。

伏見市長は、法令遵守を徹底し、市民全体の代表者として、市民の信頼に値する倫理性を保持するよう努めなければならないのはいうまでもなく、当選後、法律に違反するおそれがある行為を市長自ら行うとは、断じて許されるものではありません。

よって、本市議会は伏見市長に対し、猛省を促すとともに市長としての責任を強く問うものです。

以上、決議します。

令和5年10月11日